

防経会第54号
19.1.4
改正 防経会第3303号
19.3.29
改正 防経会第8374号
19.8.30
改正 防官文第3999号
20.3.31
改正 防経会第8945号
20.7.29
改正 防経会第15419号
20.12.26
改正 防経会第6343号
21.5.18
改正 防経会第3746号
23.3.31
改正 防経会第4063号
23.4.1
改正 防経会第10423号
23.8.30
改正 防経会第4137号
24.3.30
改正 防経会第4776号
24.4.6
改正 防経会第12749号
24.9.25
改正 防経会第4177号
25.3.26
改正 防経会第10624号
25.8.1
改正 防経会第13222号
25.9.30
改正 防経会第4633号
26.3.31
改正 防経会第11259号
26.7.25
改正 防官文(事)第18号
27.10.1
改正 防官会(事)第92号
28.3.28
改正 防官会(事)第75号
29.3.27

- 改正 防官会(事)第146号
29. 3. 31
- 改正 防官会(事)第250号
29. 6. 23
- 改正 防官会(事)第87号
30. 3. 27
- 改正 防官会(事)第117号
30. 3. 30
- 改正 防官会(事)第4776号
31. 3. 22
- 改正 防官会(事)第6385号
31. 3. 29
- 改正 防官会(事)第170号
令和2年3月31日
- 改正 防官会(事)第267号
令和2年6月29日
- 改正 防官会(事)第38号
令和3年3月19日
- 改正 防官会(事)第165号
令和3年7月1日
- 改正 防官会(事)第61号
令和4年3月17日
- 改正 防官会第10206号
令和4年6月1日
- 改正 防官会第4559号
令和5年3月8日
- 改正 防官会第13711号
令和5年6月26日
- 改正 防官会(事)第86号
令和6年3月19日
- 改正 防官会(事)第369号
令和6年10月1日

長官官房長
各局局長
施設等機関の長
各幕僚長

殿

情報本部長
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

事 務 次 官

会計機関等への事務の委任等について（通達）

標記について、別添のとおり定められ、平成19年1月4日より実施することとされたので通達する。なお、会計機関の事務の一部を処理する代行機関の事務の取扱について（昭和50年3月22日。防経監第1177号）は廃止する。

添付書類：会計機関等への事務の委任等

会計機関等への事務の委任等

(定義)

- 1 この通達で使用する用語は、次のアからヒまでに掲げるところによる。
 - ア 「法」とは、会計法（昭和22年法律第35号）をいう。
 - イ 「令」とは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）をいう。
 - ウ 「設置令」とは、特別調達資金設置令（昭和26年政令第205号）をいう。
 - エ 「施行令」とは、特別調達資金設置令施行令（昭和26年政令第271号）をいう。
 - オ 「使用計画等取扱規則」とは、特別調達資金使用計画等取扱規則（昭和26年省令第96号）をいう。
 - カ 「受入事務規程」とは、特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程（昭和26年府令第49号）をいう。
 - キ 「資金出納官吏事務規程」とは、特別調達資金出納官吏事務規程（昭和26年省令第95号）をいう。
 - ク 「歳入徴収官」とは、法第4条の2第3項に規定する歳入徴収官をいう。
 - ケ 「支出負担行為担当官」とは、法第13条第3項に規定する支出負担行為担当官をいう。
 - コ 「支出負担行為認証官」とは、法第13条の3第4項に規定する支出負担行為認証官をいう。
 - サ 「支出官」とは、法第24条第4項に規定する支出官をいう。
 - シ 「出納官吏」とは、法第38条第1項に規定する出納官吏をいう。
 - ス 「分任出納官吏」及び「出納官吏代理」とは、法第39条第2項に規定する分任出納官吏及び出納官吏代理をいう。
 - セ 「出納員」とは、法第40条第2項に規定する出納員をいう。
 - ソ 「代理官」とは、法第46条の3第1項の規定により、同項各号に掲げる者の事務を代理する者をいう。

- タ 「官署支出官」とは、令第1条第2号に規定する官署支出官をいう。
- チ 「検査員」とは、令第116条第1項及び第2項に規定する検査員をいう。
- ツ 「会計機関」とは、令第139条の3第1項に規定する会計機関をいう。
- テ 「代行機関」とは、令第139条の3第5項に規定する代行機関をいうほか、特別調達資金については、施行令第3条の2第4項に規定する代行機関をいう。
- ト 「資金会計官」とは、施行令第3条第2項に規定する資金会計官をいう。
- ナ 「資金契約等担当官」とは、施行令第3条第6項に規定する資金契約等担当官をいう。
- ニ 「資金出納命令官」とは、施行令第3条第6項に規定する資金出納命令官をいう。
- ヌ 「資金出納官吏」とは、施行令第3条第6項に規定する資金出納官吏をいう。
- ネ 「資金会計機関」とは、施行令第3条の2第1項に規定する資金会計機関をいう。
- ノ 「資金前渡官吏」とは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第1条第4項に規定する資金前渡官吏をいう。
- ハ 「分任資金前渡官吏」及び「資金前渡官吏代理」とは、資金前渡官吏の事務の一部を分掌する職員及び資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏の事務の全部を代理する職員をいう。
- ヒ 「部局」とは、別表第1の部局名の欄に掲げる施設等機関、特別の機関及び地方支分部局を、「部局長」とは、同表の部局長名の欄に掲げる各官職をいう。

(歳入徴収事務の委任等)

- 2 法第4条の2第4項及び第46条の3第1項の規定により、歳入徴収官及び法第4条の2第5項に規定する分任歳入徴収官並びにそれらの代理官

については、別に定めるもののほか、別表第2に定める官職及び事務の範囲により、委任し、分掌させ及び代理させるものとする。

- (2) 前号の規定にかかわらず、支出済となった歳出の返納金を歳入に組み入れる場合における歳入の徴収に関する事務は、令第27条第1項に規定する官署支出官に委任する。

(支出負担行為事務の委任)

- 3 法第13条第4項及び第46条の3第1項の規定により、支出負担行為担当官及び法第13条第5項に規定する分任支出負担行為担当官並びにそれらの代理官については、別に定めるもののほか、別表第3に定める官職及びその事務の範囲により、委任し、分掌させ及び代理させるものとする。

(支出負担行為の認証の事務の委任)

- 4 法第13条の3第3項及び第46条の3第1項の規定により、支出負担行為認証官及びその代理官については、別に定めるもののほか、別表第4に定める官職及びその事務の範囲により、委任し及び代理させるものとする。

(支出事務の委任)

- 5 法第24条第3項及び第46条の3第1項の規定により、支出官及びその代理官については、別に定めるもののほか、別表第5及び別表第5の2に定める官職及びその事務の範囲により、委任し及び代理させるものとする。

(契約事務の委任)

- 6 法第29条の2第4項及び第46条の3第1項並びに防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「契約細則」という。）第4条第1項の規定により、防衛省本省の内部部局の所掌事務のうち歳入原因にかかる契約に関する事務について、大臣官房会計課会計管理官を契約担当官とし、大臣官房会計課長をその代理官とする。

(繰越し等手続き事務の委任)

- 7 法第46条の2及び令第25条の4第1項の規定により、財政法（昭和22年法律第34号）第43条第1項に規定する繰越しの手続及び同法第43条の3に規定する繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手続に関する事務を令第25条の4第1項に規定する支出負担行為担当官に委任する。

(出納官吏及び出納員並びに検査員の任命)

- 8 法第39条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定により、防衛省本省の内部部局の所掌に属する事務に係る出納官吏、分任出納官吏、出納官吏代理及び出納員については、別に定めるもののほか、令51条第1項第4号及び第6号並びに予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第1条第1項第3号に規定する経費に関する事務にあつては、大臣官房会計課支出班長を資金前渡官吏とし、大臣官房会計課管理班長を資金前渡官吏代理とする。
 - (2) 法第39条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定により、部局の所掌に属する事務に係る出納官吏、分任出納官吏、出納官吏代理及び出納員については、部局長が官職及びその事務の範囲を定めることにより、当該部局に所属する職員のうちから命ずるものとする。ただし、別表第6の第1欄に掲げる部局に関しては、同表の第2欄に掲げる場合においては、同表の第3欄に掲げる事務を行う同表の第4欄に掲げる出納官吏、分任出納官吏、出納官吏代理又は出納員について、同表の第5欄に掲げる者がその所属の職員のうちから命ずることができる。
 - (3) 令第116条第1項及び第2項の規定により、検査員については、別に定めるもののほか、部局の所掌に属する事務であつて、当該部局に所属する職員のうちから命ずるときは、部局長が官職及びその事務の範囲を定めることにより、命ずるものとする。ただし、前号ただし書の規定により別表第6の第5欄に掲げる者が出納官吏、分任出納官吏、出納官吏代理又は出納員を命じた場合における当該出納官吏、分任出納官吏、

出納官吏代理又は出納員の帳簿金庫の検査を行う検査員については、当該別表第6の第5欄に掲げる者がその所属の職員のうちから命ずることができる。

(代理官及び出納官吏代理が事務を代理する場合)

9 代理官は次のアからオまでに掲げる場合に、法第39条第2項に規定する出納官吏代理は次のイからオまでに掲げる場合に、それぞれ会計機関又は出納官吏若しくは分任出納官吏の事務を代理するものとする。

ア 契約細則第5条及び防衛省債権管理事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第107号）第7条に規定する場合

イ 会計機関又は出納官吏若しくは分任出納官吏である者が欠けた場合

ウ 会計機関又は出納官吏若しくは分任出納官吏である者が、出張、休暇、欠勤等により、当該会計機関又は出納官吏若しくは分任出納官吏としての職務を行うことができないと認められる場合

エ 会計機関又は出納官吏若しくは分任出納官吏である者が、休職又は停職を命ぜられた場合

オ 上記アからエに掲げる場合のほか、防衛大臣が別に指定する場合

(歳入徴収官の新設に伴う手続を行う職員)

10 歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第55条第1項に規定する各省各庁の長の指定する職員は、大臣官房会計課長とする。

(政府保管有価証券の取扱主任官等)

11 政府保管有価証券取扱規程（大正11年大蔵省令第8号。以下本項において「有価証券規程」という。）第3条に規定する取扱主任官及び保管金取扱規程（大正11年大蔵省令第5号）第16条及び有価証券規程第20条第1項に規定する主務官庁は、契約細則第69条に規定するところによる。

(会計機関等への事務の委任の手続き)

1 2 部局長は、次のアからウまでに掲げる場合においては、別紙様式第1に所要事項を記入して防衛大臣に申請するものとする。

ア 当該部局に所属する職員へ、会計機関の事務の委任が必要な場合

イ 他の部局に所属する職員、他の各省各庁の職員及び都道府県知事又は都道府県知事の指定する吏員へ、会計機関の事務の委任が必要な場合

ウ 他の部局に所属する職員、他の各省各庁の職員及び都道府県知事又は都道府県知事の指定する吏員を、出納官吏及び分任出納官吏並びにその代理並びに検査員に任命する必要がある場合

(代行機関の委任)

1 3 部局長は、その所掌する部局に所属する会計機関の事務の一部を処理させる必要があるときは、別表第7に規定する事務の範囲で、別紙様式第1に所要事項を記入して防衛大臣に申請するものとする。

(2) 陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、地方防衛局長及び防衛装備庁長官は、別表第7に規定する事務の範囲に限り、その所掌する部局に所属する会計機関の事務の一部を当該部局に所属する職員に処理させることができる。この場合において、当該職員の官職及び一部処理することとした事務の範囲を遅滞なく防衛大臣に報告しなければならない。

(代行機関の行う事務等)

1 4 部局長は、防衛省主(所)管に属する歳入予算及び歳出予算並びに他の各省各庁主(所)管から移替えを受けた予算に計上された経費等以外に新たに所掌することとなった経費等を、管下の代行機関に取り扱わせようとする場合には、その旨を防衛大臣に申請しなければならない。ただし、項若しくは目の名称の変更等又はその経費等の性質が従前と異なるものについては、この限りでない。

(2) 代行機関が事務を処理する場合には、関係書類に代行機関が専決処理をした旨の表示をしておかなければならない。

(3) 令第139条の3第6項の規定により会計機関が自ら事務を処理した場

合には、関係書類にその旨を表示しておかなければならない。

(4) 会計機関は、次のアからエまでに掲げる場合には、自らその事務を処理しなければならない。この場合の事務処理手続については、前項の規定を準用する。

ア 代行機関である者が欠けた場合

イ 代行機関である者が、出張、休暇、欠勤等により当該代行機関としての職務を行うことができないと認められる場合

ウ 代行機関である者が、休職又は停職を命ぜられた場合

エ 前各号に掲げる場合のほか、防衛大臣が別に指定する場合

(5) 代行機関を命ぜられた者が、その事務の一部を処理している会計機関の代理に指定された場合には、代理として職務を執行する期間は、当該代行機関としての権限は停止されるものとする。

(6) 代行機関は、予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第2条第1項第12号に規定する補助者を命ずる場合には、あらかじめ補助者に命ずる者の事務の範囲について会計機関の同意を得なければならない。ただし、予算執行職員等の責任に関する法律施行令（昭和46年政令第356号）の規定により、防衛大臣若しくはその委任を受けた防衛省の職員が定めた補助者に関する基準によって命ずる場合又は会計機関が既に命じた補助者を同種の事務に係る自己の補助者とする場合においては、この限りでない。

(7) 代行機関は、その職務の執行において、会計機関の所掌に属する事務が処理されなければ当該事務の執行に支障をきたすと認められる場合には、直ちに会計機関にその旨を報告してその事務処理を求めなければならない。

(事務処理等の特例)

15 部局長は、代行機関に係る事務処理等について、この通達により難いと認められるものについては、防衛大臣に承認を得て特例を設けることができる。

(特別調達資金事務の委任等)

- 1 6 資金会計官、資金契約等担当官、資金出納命令官及び資金出納官吏については、別に定めるもののほか、別表第8から第8の4までに定める官職及び事務の範囲により、委任し及び代理させるものとする。
- (2) 施行令第3条の2第1項の規定により資金会計機関の事務の一部を処理させる必要があるときは、別表第9に規定する事務の範囲で、別紙様式第1に所要事項を記入して防衛大臣に申請するものとする。
- (3) 第9項イからエまでの規定は、使用計画等取扱規則第7条の2、受入事務規程第3条の3第1項及び資金出納官吏事務規程第4条において準用する出納官吏事務規程第8条第1項に規定する事故について準用する。

(報告)

- 1 7 部局長は、その所掌に属する部局に所属する次のアからウまでに掲げる職員について、新たに委任し、委任を解き、又はその委任の内容を変更した場合は、当該月分をとりまとめたうえ翌月15日までに別紙様式第2に所要事項を記入して防衛大臣に報告するものとする。

ア 会計機関及び代行機関

イ 出納官吏及び分任出納官吏並びに出納官吏代理

ウ 出納員

- (2) 部局長は、毎年4月1日現在において、その所掌する事務に係る前号アからウまでに掲げる者に該当する者の氏名又は官職及び任命年月日その他所要の事項をとりまとめの上、別紙様式第2に記入し、4月30日までに防衛大臣に報告するものとする。

(経過措置)

- 1 8 防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成18年法律第118号）の施行前に、法、令その他の法令並びにそれらに基づく内閣総理大臣の命令及び防衛庁長官又は防衛施設庁長官の命令に基づいて委任され、分掌され、又は代理し並びに代行することとされていた事務については、別段の定めがない限り、同法附則第4条の規定により、本通達の規定により委任され、分掌され、又は代理し並びに代行することとされたもの

とみなして本通達を適用する。

- 18-2 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成19年法律第80号）の施行前に、法、令その他の法令及びそれらに基づく防衛大臣の命令に基づいて委任され、分掌され、又は代理し若しくは代行することとされていた事務については、別段の定めがなされない限り、同法附則第3条の規定により、本通達の規程により委任され、分掌され、又は代理し若しくは代行することとされたものとみなして本通達を適用する。

別表第1（第1項関係）

部局名	部局長名
防衛大学校	防衛大学校長
防衛医科大学校	防衛医科大学校長
防衛研究所	防衛研究所長
統合幕僚監部	統合幕僚長
陸上自衛隊	陸上幕僚長
海上自衛隊	海上幕僚長
航空自衛隊	航空幕僚長
情報本部	情報本部長
防衛監察本部	防衛監察監
地方防衛局	地方防衛局長
防衛装備庁	防衛装備庁長官

別表第2（第2項関係）

官署	歳入徴収官	歳入徴収官代理	分任歳入徴収官	分任歳入徴収官代理	事務の範囲
防衛省大臣官房	防衛省大臣官房 会計課長	防衛省大臣官房長	/	/	防衛省本省の内部部局の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務又は廃止前の防衛施設庁総務部会計課長が徴収決定したものの防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務及び歳入金債権の管理に関する事務
防衛大学校	防衛大学校総務部 会計課長	防衛大学校総務部長	/	/	防衛大学校の所掌に属する防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務
防衛医科大学校	防衛医科大学校 事務局総務部経 理課長	防衛医科大学校事 務局総務部長	/	/	防衛医科大学校の所掌に属する防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務

防衛研究所	防衛研究所企画部総務課長	防衛研究所企画部長			防衛研究所の所掌に属する防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務
統合幕僚監部	統合幕僚監部総務部長	統合幕僚監部総務部総務課長			統合幕僚監部の所掌に属する防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務
陸上自衛隊中央会計隊	陸上自衛隊中央会計隊長	陸上自衛隊中央会計隊副隊長			陸上自衛隊及び自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院の組織等に関する訓令（昭和63年防衛庁訓令第16号）第1条第2項第1号に掲げる自衛隊地区病院の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務
自衛隊中央病院	自衛隊中央病院院長	自衛隊中央病院副院長			自衛隊中央病院の所掌に属する防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務
海上幕僚監部	海上幕僚監部総務部長	海上幕僚監部総務部副部長			海上幕僚監部、海上自衛隊東京業務隊、海上自衛隊幹部学校、海上自衛隊補給本部及び東京音楽隊の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会

					計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務
横須賀地方総監部	横須賀地方総監部経理部長	横須賀地方総監部経理部経理課長			横須賀地方総監部に在籍する艦艇並びに横須賀警備区に所在する海上自衛隊の部隊等（部隊及び機関をいう。以下同じ。）（海上幕僚監部総務部長の事務の範囲の欄に掲げるものを除く。）及び自衛隊横須賀病院の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務
呉地方総監部	呉地方総監部経理部長	呉地方総監部経理部経理課長			呉地方総監部に在籍する艦艇並びに呉警備区に所在する海上自衛隊の部隊等及び自衛隊呉病院の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査

					院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務
佐世保地方総監部	佐世保地方総監部 経理部長	佐世保地方総監部 経理部経理課長			佐世保地方総監部に在籍する艦艇及び佐世保警備区に所在する海上自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務
舞鶴地方総監部	舞鶴地方総監部 経理部長	舞鶴地方総監部 経理部経理課長			舞鶴地方総監部に在籍する艦艇及び舞鶴警備区に所在する海上自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大

					震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務
大湊地方総監部	大湊地方総監部 経理部長	大湊地方総監部経 理部経理課長			大湊地方総監部に在籍する艦艇及び大湊警備区に所在する海上自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務
航空幕僚監部	航空幕僚監部総 務部長	航空幕僚監部総務 部会計課長			航空幕僚監部、航空中央業務隊及び航空自衛隊幹部学校の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務
航空総隊司令部	航空総隊司令部 総務部会計課長	航空総隊司令部総 務部長			航空総隊司令部並びに横田基地、加茂分屯基地、秋田分屯基地、佐渡分屯基地

					及び新潟分屯基地に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務
北部航空方面隊司令部	北部航空方面隊司令部総務部会計課長	北部航空方面隊司令部総務部長			北部航空方面隊司令部、北部航空方面隊に隷属する部隊等の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地（加茂分屯基地を除く。）及び東北町分屯基地に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務
中部航空方面隊司令部	中部航空方面隊司令部総務部会計課長	中部航空方面隊司令部総務部長			中部航空方面隊司令部及び中部航空方面隊に隷属する部隊等の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地

					<p>(佐渡分屯基地、御前崎分屯基地、笠取山分屯基地、経ヶ岬分屯基地、串本分屯基地、白山分屯基地及び饗庭野分屯基地を除く。)に所在する航空自衛隊の部隊等(航空自衛隊第3補給処及び航空自衛隊第4補給処を除く。)並びに自衛隊入間病院の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計(防衛省所管に限る。)の歳入の徴収に関する事務</p>
西部航空方面隊司令部	西部航空方面隊司令部総務部会計課長	西部航空方面隊司令部総務部長			<p>西部航空方面隊司令部及び西部航空方面隊に隷属する部隊等の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地(高尾山分屯基地及び見島分屯基地を除く。)に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計(防衛省所管に限</p>

					る。)の歳入の徴収に関する事務
南西航空方面隊司令部	南西航空方面隊司令部総務部会計課長	南西航空方面隊司令部総務部長			南西航空方面隊司令部、南西航空方面隊に隷属する部隊等の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務
航空支援集団司令部	航空支援集団司令部総務部会計課長	航空支援集団司令部総務部長			航空支援集団司令部並びに航空支援集団に隷属する部隊等の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地、笠取山分屯基地、白山分屯基地及び高尾山分屯基地に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限

<p>航空教育集団司令部</p>	<p>航空教育集団司令部総務部会計課長</p>	<p>航空教育集団司令部総務部長</p>	<p>/</p>	<p>/</p>	<p>る。)の歳入の徴収に関する事務</p> <p>航空教育集団司令部並びに航空教育集団に隷属する部隊等の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地、御前崎分屯基地、経ヶ岬分屯基地、串本分屯基地及び見島分屯基地に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務</p>
<p>航空自衛隊補給本部</p>	<p>航空自衛隊補給本部計画部会計課長</p>	<p>航空自衛隊補給本部計画部長</p>	<p>/</p>	<p>/</p>	<p>航空自衛隊補給本部、航空自衛隊第3補給処、航空自衛隊第4補給処、航空自衛隊の補給処又は補給処の支処の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地（東北町分屯基地を除く。）及び饗庭野分屯基地に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学</p>

					省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務
情報本部	情報本部総務部 会計課長	情報本部総務部長			情報本部の所掌に属する防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務
防衛監察本部	防衛監察本部総 務課長	防衛監察本部副監 察監			防衛監察本部の所掌に属する防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務
北海道防衛局	北海道防衛局総 務部長	北海道防衛局総務 部会計課長			北海道防衛局の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務又は廃止前の防衛施設庁札幌防衛施設局総務部長が徴収決定したものの防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務及び歳入金債権の管理に関する事務
帯広防衛支局			帯広防衛支局次長		帯広防衛支局の分掌に係る防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興

					<p>庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務又は廃止前の防衛施設庁帯広防衛施設支局長が徴収決定したものの防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務及び歳入金債権の管理に関する事務</p>
東北防衛局	東北防衛局総務部長	東北防衛局総務部会計課長			<p>東北防衛局の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務又は廃止前の防衛施設庁仙台防衛施設局総務部長が徴収決定したものの防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務及び歳入金債権の管理に関する事務</p>
北関東防衛局	北関東防衛局総務部長	北関東防衛局総務部会計課長			<p>北関東防衛局の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、</p>

					<p>文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務又は廃止前の防衛施設庁東京防衛施設局総務部長が徴収決定したものの防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務及び歳入金債権の管理に関する事務</p>
南関東防衛局	南関東防衛局総務部長	南関東防衛局総務部会計課長			<p>南関東防衛局の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務又は廃止前の防衛施設庁横浜防衛施設局総務部長が徴収決定したものの防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務及び歳入金債権の管理に関する事務</p>
近畿中部防衛局	近畿中部防衛局総務部長	近畿中部防衛局総務部会計課長			<p>近畿中部防衛局の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、</p>

					<p>経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務（東海防衛支局の分掌に係るものを除く。）又は廃止前の防衛施設庁大阪防衛施設局総務部長が徴収決定したものの防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務及び歳入金債権の管理に関する事務（防衛施設庁名古屋防衛施設支局の分掌に係るものを除く。）</p>
東海防衛支局	東海防衛支局次長	東海防衛支局会計課長			<p>東海防衛支局の分掌に係る防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務又は廃止前の防衛施設庁名古屋防衛施設支局長が徴収決定したものの防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務及び歳入金債権の管理に関する事務</p>
中国四国防衛局	中国四国防衛局総務部長	中国四国防衛局総務部会計課長			<p>中国四国防衛局の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興</p>

					<p>庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務又は廃止前の防衛施設庁広島防衛施設局総務部長が徴収決定したものの防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務及び歳入金債権の管理に関する事務</p>
九州防衛局	九州防衛局総務部長	九州防衛局総務部 会計課長			<p>九州防衛局の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務（熊本防衛支局の分掌に係るものを除く。）又は廃止前の防衛施設庁福岡防衛施設局総務部長が徴収決定したものの防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務及び歳入金債権の管理に関する事務（防衛施設庁熊本防衛施設支局の分掌に係るものを除く。）</p>
佐世保防衛事			佐世保防衛事務所		佐世保防衛事務所の分掌に係る防衛省

務所			業務課長		<p>主管一般会計の歳入の徴収に関する事務又は廃止前の防衛施設庁佐世保防衛施設事務所業務課長が徴収決定したものの防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務及び歳入金債権の管理に関する事務</p>
熊本防衛支局	熊本防衛支局地方調整官	熊本防衛支局総務課長			<p>熊本防衛支局の分掌に係る防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務又は廃止前の防衛施設庁熊本防衛施設支局長が徴収決定したものの防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務及び歳入金債権の管理に関する事務</p>
沖縄防衛局	沖縄防衛局総務部長	沖縄防衛局総務部会計課長			<p>沖縄防衛局の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務</p>

					る事務又は廃止前の防衛施設庁那覇防衛施設局総務部長が徴収決定したものの防衛省主管一般会計の歳入の徴収に関する事務及び歳入金債権の管理に関する事務
防衛装備庁	防衛装備庁長官 官房会計官	防衛装備庁長官官 房会計官付会計管 理官			防衛装備庁の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務又は廃止前の技術研究本部総務部会計課長及び装備施設本部会計課長が徴収決定したものの防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務及び歳入金債権の管理に関する事務

別表第3（第3項関係）

官署	支出負担行為担当官	支出負担行為担当官代理	分任支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官代理	事務の範囲
防衛省大臣官房	防衛省大臣官房会計課会計管理官	防衛省大臣官房会計課長	/	/	防衛省本省の内部部局の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務又は廃止前の防衛施設庁総務部長が所掌する計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）第58条の2第1項に規定する事務
防衛大学校	防衛大学校総務部長	防衛大学校総務部会計課長	/	/	防衛大学校の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
防衛医科大学校	防衛医科大学校事務局総務部長	防衛医科大学校事務局長	/	/	防衛医科大学校の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務

防衛研究所	防衛研究所企画部総務課会計室長	防衛研究所企画部総務課長			防衛研究所の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
統合幕僚監部	統合幕僚監部総務部総務課会計室長	統合幕僚監部総務部長			統合幕僚監部の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
陸上幕僚監部	陸上幕僚監部監理部長	陸上幕僚監部監理部会計課長			陸上幕僚監部の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
陸上自衛隊中央会計隊			陸上自衛隊中央会計隊契約科長	陸上自衛隊中央会計隊契約科第1契約班長	陸上自衛隊中央会計隊の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計

			(防衛省所管に限る。)の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
陸上自衛隊中央輸送隊	陸上自衛隊中央輸送隊会計科長	陸上自衛隊中央輸送隊副隊長	陸上自衛隊中央輸送隊の分掌に係る防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
陸上自衛隊補給統制本部	陸上自衛隊補給統制本部調達会計部長	陸上自衛隊補給統制本部調達会計部調達管理課長	陸上自衛隊補給統制本部の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計(防衛省所管に限る。)の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
陸上自衛隊北海道補給処	陸上自衛隊北海道補給処調達会計部長	陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課長	陸上自衛隊北海道補給処の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別

			会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
陸上自衛隊東北補給処	陸上自衛隊東北補給処調達会計部長	陸上自衛隊東北補給処調達会計部契約課長	陸上自衛隊東北補給処の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
陸上自衛隊関東補給処	陸上自衛隊関東補給処調達会計部長	陸上自衛隊関東補給処調達会計部契約課長	陸上自衛隊関東補給処本処の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
陸上自衛隊関	陸上自衛隊関東補	陸上自衛隊関東補給	陸上自衛隊関東補給処松戸支処の分掌

東補給処松戸支処	給処松戸支処会計課長	処松戸支処総務部長	に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
陸上自衛隊関東補給処古河支処	陸上自衛隊関東補給処古河支処会計課長	陸上自衛隊関東補給処古河支処総務部長	陸上自衛隊関東補給処古河支処の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
陸上自衛隊関東補給処用賀支処	陸上自衛隊関東補給処用賀支処会計課長	陸上自衛隊関東補給処用賀支処総務部長	陸上自衛隊関東補給処用賀支処の分掌に係る防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
陸上自衛隊関	陸上自衛隊関西補	陸上自衛隊関西補給	陸上自衛隊関西補給処の分掌に係る防

西補給処			給処調達会計部長	処調達会計部契約課長	衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
陸上自衛隊九州補給処			陸上自衛隊九州補給処調達会計部長	陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課長	陸上自衛隊九州補給処の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
海上幕僚監部	海上幕僚監部総務部長	海上幕僚監部総務部副部長	/	/	海上幕僚監部の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防

横須賀地方総監部
呉地方総監部

		衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
横須賀地方総監部 経理部長	横須賀地方総監部経 理部契約課長	横須賀地方総監部の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
呉地方総監部経理 部長	呉地方総監部経理部 契約課長	呉地方総監部の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務

佐世保地方総監部	佐世保地方総監部 經理部長	佐世保地方総監部 經理部契約課長	佐世保地方総監部の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
舞鶴地方総監部	舞鶴地方総監部 經理部長	舞鶴地方総監部 經理部契約課長	舞鶴地方総監部の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
大湊地方総監部	大湊地方総監部 經理部長	大湊地方総監部 經理部契約課長	大湊地方総監部の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、

			経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務	
海上自衛隊補給本部		海上自衛隊補給本部 経理部長	海上自衛隊補給本部 経理部契約課長	海上自衛隊補給本部の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
海上自衛隊艦船補給処		海上自衛隊艦船補給処 管理部長	海上自衛隊艦船補給処 管理部契約課長	海上自衛隊艦船補給処の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務

海上自衛隊航空補給処			海上自衛隊航空補給処管理部長	海上自衛隊航空補給処管理部契約課長	海上自衛隊航空補給処の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
海上自衛隊砕氷艦しらせ			海上自衛隊砕氷艦しらせ補給長	/	海上自衛隊砕氷艦しらせ補給長の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務（（項）南極地域観測事業費に限る。）
航空幕僚監部	航空幕僚監部総務部長	航空幕僚監部総務部会計課長	/	/	航空幕僚監部の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関

航空自衛隊航空中央業務隊
航空自衛隊補給本部
航空自衛隊第

		する事務
航空自衛隊航空中央業務隊司令	航空自衛隊航空中央業務隊副司令	航空自衛隊航空中央業務隊の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
航空自衛隊補給本部計画部調達課長	航空自衛隊補給本部計画部長	航空自衛隊補給本部の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為（直接発注方式による有償援助の物品及び役務に関する調達に係るものに限る。）に関する事務
航空自衛隊第2補	航空自衛隊第2補給	航空自衛隊第2補給処の分掌に係る防

2 補給処		給処調達部長	処調達部調達管理課長	衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務（航空自衛隊第2補給処十条支処の分掌に係るものを除く。）
航空自衛隊第2補給処十条支処		航空自衛隊第2補給処十条支処調達課長	航空自衛隊第2補給処十条支処調達課管理班長	航空自衛隊第2補給処十条支処の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
航空自衛隊第3補給処		航空自衛隊第3補給処調達部長	航空自衛隊第3補給処調達部調達管理課長	航空自衛隊第3補給処の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産

				省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
航空自衛隊第4補給処			航空自衛隊第4補給処調達部長 航空自衛隊第4補給処調達部調達管理課長	航空自衛隊第4補給処の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
情報本部	情報本部総務部長	情報本部総務部会計課長		情報本部の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
防衛監察本部	防衛監察本部副監察監	防衛監察本部総務課長		防衛監察本部の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
北海道防衛局	北海道防衛局長	北海道防衛局次長		北海道防衛局の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査

					<p>院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務（帯広防衛支局の分掌に係るものを除く。）又は廃止前の防衛施設庁札幌防衛施設局総務部長が所掌する計算証明規則第58条の2第1項に規定する事務（防衛施設庁帯広防衛施設支局の分掌に係るものを除く。）</p>
<p>帯広防衛支局</p>			<p>帯広防衛支局長</p>		<p>帯広防衛支局の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務又は廃止前の防衛施設庁帯広防衛施設支局総務課長が所掌する計算証明規則第58条の2第1項に規定する事務</p>

東北防衛局	東北防衛局長	東北防衛局総務部長	/	/	東北防衛局の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務又は廃止前の防衛施設庁仙台防衛施設局総務部長が所掌する計算証明規則第58条の2第1項に規定する事務
北関東防衛局	北関東防衛局長	北関東防衛局次長	/	/	北関東防衛局の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務又は廃止前の防衛施設庁東京防衛施設局総務部長が所掌する計算証明規則第58条の2第1項に規定する事務
南関東防衛局	南関東防衛局長	南関東防衛局次長	/	/	南関東防衛局の所掌に属する防衛省所

					<p>管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務又は廃止前の防衛施設庁横浜防衛施設局総務部長が所掌する計算証明規則第58条の2第1項に規定する事務</p>
近畿中部防衛局	近畿中部防衛局長	近畿中部防衛局次長			<p>近畿中部防衛局の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務（東海防衛支局の分掌に係るものを除く。）又は廃止前の防衛施設庁大阪防衛施設局総務部長が所掌する計算証明規則第58条の2第1項に規定する事務（防衛施設庁名古屋防衛施設支局の分掌に係るものを除く。）</p>

東海防衛支局	東海防衛支局長	東海防衛支局次長			<p>東海防衛支局の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務又は廃止前の防衛施設庁名古屋防衛施設支局総務課長が分掌する計算証明規則第58条の2第1項に規定する事務</p>
中国四国防衛局	中国四国防衛局長	中国四国防衛局総務部長			<p>中国四国防衛局の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務又は廃止前の防衛施設庁広島防衛施設局総務部長が所掌する計算証明規則第58条の2第1項に規定する事務</p>

九州防衛局	九州防衛局長	九州防衛局次長	/	/	九州防衛局の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務（熊本防衛支局の分掌に係るものを除く。）又は廃止前の防衛施設庁福岡防衛施設局総務部長が所掌する計算証明規則第58条の2第1項に規定する事務（防衛施設庁熊本防衛施設支局の分掌に係るものを除く。）
熊本防衛支局	熊本防衛支局長	熊本防衛支局地方調整官	/	/	熊本防衛支局の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務又は廃止前の防衛施設庁熊本防

					衛施設支局総務課長が分掌する計算証明規則第58条の2第1項に規定する事務
沖縄防衛局	沖縄防衛局長	沖縄防衛局次長			沖縄防衛局の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務（名護防衛事務所の分掌に係るものを除く。）又は廃止前の防衛施設庁那覇防衛施設局総務部長が所掌する計算証明規則第58条の2第1項に規定する事務
名護防衛事務所			名護防衛事務所長		名護防衛事務所の分掌に係る防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
防衛装備庁 （施設等機関を除く。）	防衛装備庁長 官	防衛装備庁調達 事業部長			防衛装備庁の所掌（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第37条に掲げる事務のうち第4条第1項第13号に規定する調達の事務に関するものに限る。）に属する防衛省所管一般会計及び

					<p>国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務</p>
			<p>防衛装備庁調達事業部長</p>	<p>防衛装備庁調達事業部調達総括官（防衛装備庁調達事業部需品調達官及び武器調達官の分掌に属するものに限る。）</p>	<p>防衛装備庁調達事業部需品調達官、武器調達官、電子音響調達官、艦船調達官、航空機調達官及び輸入調達官の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為に基づき行う支出負担行為に関する事務。ただし、予定金額が1件につき200億円以上の有償援助調達（防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第211条に規定するものに限る。）及び200億円未満であって、予定単価が2億円以上又</p>

		は予定金額が1件につき10億円以上のものに限る。
防衛装備庁調達事業部調達総括官 (防衛装備庁調達事業部需品調達官及び武器調達官の分掌に属するものに限る。)	防衛装備庁調達事業部総括装備調達官 (防衛装備庁調達事業部電子音響調達官及び艦船調達官の分掌に属するものに限る。)	防衛装備庁調達事業部需品調達官及び武器調達官の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計(防衛省所管に限る。)の歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為に基づき行う支出負担行為に関する事務。ただし、予定単価が2億円未満であって、予定金額が1件につき10億円未満のものに限る。
防衛装備庁調達事業部総括装備調達官 (防衛装備庁調達事業部電子音響調達官及び艦船調達官の分掌に属するものに限る。)	防衛装備庁調達事業部総括装備調達官 (防衛装備庁調達事業部航空機調達官及び輸入調達官の分掌に属するものに限る。)	防衛装備庁調達事業部電子音響調達官及び艦船調達官の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計(防衛省所管に限る。)の歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為に基づき行う支出

				負担行為に関する事務。ただし、予定単価が2億円未満であって、予定金額が1件につき10億円未満のものに限る。	
		防衛装備庁調達事業部総括装備調達官（防衛装備庁調達事業部航空機調達官及び輸入調達官の分掌に属するものに限る。）	防衛装備庁調達事業部調達総括官（防衛装備庁調達事業部需品調達官及び武器調達官の分掌に属するものに限る。）	防衛装備庁調達事業部航空機調達官及び輸入調達官の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為に基づき行う支出負担行為に関する事務。ただし、予定単価が2億円未満であって、予定金額が1件につき10億円未満のものに限る。	
	防衛装備庁長官官房会計官付経理室長	防衛装備庁長官官房会計官付会計管理官		防衛装備庁の所掌（本表の支出負担行為担当官防衛装備庁長官の欄に定める事務の範囲に属するものを除く。）に属する防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務	
防衛装備庁航			防衛装備庁航空装	防衛装備庁航空装備	防衛装備庁航空装備研究所の分掌に係

空装備研究所	備研究所管理部会計課長	研究所管理部長	る防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
防衛装備庁陸上装備研究所	防衛装備庁陸上装備研究所総務課長	防衛装備庁陸上装備研究所長	防衛装備庁陸上装備研究所の分掌に係る防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
防衛装備庁艦艇装備研究所	防衛装備庁艦艇装備研究所総務課長	防衛装備庁艦艇装備研究所長	防衛装備庁艦艇装備研究所の分掌に係る防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
防衛装備庁新世代装備研究所	防衛装備庁新世代装備研究所総務課長	防衛装備庁新世代装備研究所長	防衛装備庁新世代装備研究所の分掌に係る防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所	防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所総務・会計ユニット長	防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所長	防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所の分掌に係る防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
防衛装備庁千歳試験場	防衛装備庁千歳試験場副場長	防衛装備庁千歳試験場長	防衛装備庁千歳試験場の分掌に係る防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務

				る事務
防衛装備庁下北試験場		防衛装備庁下北試験場副場長	防衛装備庁下北試験場場長	防衛装備庁下北試験場の分掌に係る防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
防衛装備庁岐阜試験場		防衛装備庁岐阜試験場副場長	防衛装備庁岐阜試験場場長	防衛装備庁岐阜試験場の分掌に係る防衛省所管一般会計の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務

別表第4（第4項関係）

官署	支出負担行為認 証官	支出負担行為認 証官代理	事務の範囲
防衛装備庁	防衛装備庁長官 官房監察監査・ 評価官	防衛装備庁長官官 房監察監査・評価 官付認証室長	支出負担行為担当官防衛装備庁長官、分任支出負担行為担当官防衛装備庁調達事業部長、分任支出負担行為担当官防衛装備庁調達事業部調達総括官（防衛装備庁調達事業部需品調達官及び武器調達官の分掌に属するものに限る。）、分任支出負担行為担当官防衛装備庁調達事業部総括装備調達官（防衛装備庁調達事業部電子音響調達官及び艦船調達官の分掌に属するものに限る。）及び分任支出負担行為担当官防衛装備庁調達事業部総括装備調達官（防衛装備庁調達事業部航空機調達官及び輸入調達官の分掌に属するものに限る。）が行う支出負担行為の認証に関する事務（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第37条に掲げる事務のうち第4条第1項第13号に規定する調達の事務に関するものに限る。）

別表第 5（第 5 項関係）

官署	官署支出官	官署支出官代理	事務の範囲
防衛省大臣官房	防衛省大臣官房 会計課長	防衛省大臣官房長	防衛省本省の内部部局の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出の支出に関する事務のうち、令第 40 条第 1 項第 1 号に規定する支出の決定に関する事務又は廃止前の防衛施設庁総務部長が支出負担行為を行い、かつ廃止前において支出がなされていないものの防衛省所管一般会計の歳出の支出に関する事務及び当該歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務
防衛大学校	防衛大学校総務 部会計課長	防衛大学校総務部 長	防衛大学校の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出の支出に関する事務のうち、令第 40 条第 1 項第 1 号に規定する支出の決定に関する事務
防衛医科大学校	防衛医科大学校 事務局総務部経 理課長	防衛医科大学校事 務局総務部長	防衛医科大学校の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出の支出に関する事務のうち、令第 40 条第 1 項第 1 号に規定する支出の決定に関する事務
防衛研究所	防衛研究所企画 部総務課長	防衛研究所企画部 長	防衛研究所の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出の支出に関する事務のうち、令第 40 条第 1 項第 1 号に規定する支出の決定に関する事務
統合幕僚監部	統合幕僚監部総 務部長	統合幕僚監部総務 部総務課長	統合幕僚監部の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出の支出に関する事務のうち、令第 40 条第 1 項第 1 号に規定する支出の決定に関する事務
陸上幕僚監部	陸上幕僚監部監	陸上幕僚監部監	陸上幕僚監部の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査

	理部長	理部会計課長	院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出の支出に関する事務のうち、令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務
海上幕僚監部	海上幕僚監部総務部長	海上幕僚監部総務部副部長	海上幕僚監部の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出の支出に関する事務のうち、令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務
航空幕僚監部	航空幕僚監部総務部長	航空幕僚監部総務部会計課長	航空幕僚監部の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出の支出に関する事務のうち、令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務
情報本部	情報本部会計課長	情報本部総務部長	情報本部の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出の支出に関する事務のうち、令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務
防衛監察本部	防衛監察本部総務課長	防衛監察本部副監察監	防衛監察本部の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出の支出に関する事務のうち、令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務
北海道防衛局	北海道防衛局総務部長	北海道防衛局総務部会計課長	北海道防衛局の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出の支出に関する

			事務のうち、令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務又は廃止前の防衛施設庁札幌防衛施設局総務部長が支出負担行為を行い、かつ廃止前において支出がなされていないものの防衛省所管一般会計の歳出の支出に関する事務及び当該歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務
東北防衛局	東北防衛局総務部長	東北防衛局総務部会計課長	東北防衛局の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出の支出に関する事務のうち、令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務又は廃止前の防衛施設庁仙台防衛施設局総務部長が支出負担行為を行い、かつ廃止前において支出がなされていないものの防衛省所管一般会計の歳出の支出に関する事務及び当該歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務
北関東防衛局	北関東防衛局総務部長	北関東防衛局総務部会計課長	北関東防衛局の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出の支出に関する事務のうち、令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務又は廃止前の防衛施設庁東京防衛施設局総務部長が支出負担行為を行い、かつ廃止前において支出がなされていないものの防衛省所管一般会計の歳出の支出に関する事務及び当該歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務
南関東防衛局	南関東防衛局総務部長	南関東防衛局総務部会計課長	南関東防衛局の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出の支出に関する

			事務のうち、令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務又は廃止前の防衛施設庁横浜防衛施設局総務部長が支出負担行為を行い、かつ廃止前において支出がなされていないものの防衛省所管一般会計の歳出の支出に関する事務及び当該歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務
近畿中部防衛局	近畿中部防衛局総務部長	近畿中部防衛局総務部会計課長	近畿中部防衛局の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出の支出に関する事務のうち、令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務（東海防衛支局の分掌に係るものを除く。）又は廃止前の防衛施設庁大阪防衛施設局総務部長が支出負担行為を行い、かつ廃止前において支出がなされていないものの防衛省所管一般会計の歳出の支出に関する事務及び当該歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務（防衛施設庁名古屋防衛施設支局の分掌に係るものを除く。）
東海防衛支局	東海防衛支局次長	東海防衛支局会計課長	東海防衛支局の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出の支出に関する事務のうち、令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務又は廃止前の防衛施設庁名古屋防衛施設支局長が支出負担行為を行い、かつ廃止前において支出がなされていないものの防衛省所管一般会計の歳出の支出に関する事務及び当該歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務
中国四国防衛局	中国四国防衛局総務部長	中国四国防衛局総務部会計課長	中国四国防衛局の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、

			文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出の支出に関する事務のうち、令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務又は廃止前の防衛施設庁広島防衛施設局総務部長が支出負担行為を行い、かつ廃止前において支出がなされていないものの防衛省所管一般会計の歳出の支出に関する事務及び当該歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務
九州防衛局	九州防衛局総務部長	九州防衛局総務部 会計課長	九州防衛局の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出の支出に関する事務のうち、令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務（熊本防衛支局の分掌に係るものを除く。）又は廃止前の防衛施設庁福岡防衛施設局総務部長が支出負担行為を行い、かつ廃止前において支出がなされていないものの防衛省所管一般会計の歳出の支出に関する事務及び当該歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務（防衛施設庁熊本防衛施設支局の分掌に係るものを除く。）
熊本防衛支局	熊本防衛支局地方調整官	熊本防衛支局総務課長	熊本防衛支局の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出の支出に関する事務のうち、令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務又は廃止前の防衛施設庁熊本防衛施設支局長が支出負担行為を行い、かつ廃止前において支出がなされていないものの防衛省所管一般会計の歳出の支出に関する事務及び当該歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務

<p>沖縄防衛局</p>	<p>沖縄防衛局総務部長</p>	<p>沖縄防衛局総務部 会計課長</p>	<p>沖縄防衛局の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出の支出に関する事務のうち、令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務又は廃止前の防衛施設庁那覇防衛施設局総務部長が支出負担行為を行い、かつ廃止前において支出がなされていないものの防衛省所管一般会計の歳出の支出に関する事務及び当該歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務</p>
<p>防衛装備庁</p>	<p>防衛装備庁長官 官房会計官</p>	<p>防衛装備庁長官官 房会計官付会計管 理官</p>	<p>防衛装備庁の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出の支出に関する事務のうち、令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務又は廃止前の技術研究本部総務部会計課長及び装備施設本部会計課長が支出負担行為を行い、かつ廃止前において支出がなされていないものの防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出の支出に関する事務及び当該歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務</p>

別表第5の2（第5項関係）

センター支出官	センター支出官代理	事務の範囲
財務省会計センター会計管理部長	財務省会計センター会計管理部会計事務専門官	<p>防衛省大臣官房、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、北海道防衛局、東北防衛局、北関東防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局、九州防衛局、沖縄防衛局、東海防衛支局、熊本防衛支局及び防衛装備庁の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算に基づく支出に関する事務のうち、令第40条第1項第2号に規定する支出の決定に基づいて行う小切手の振出し又は国庫金振替書若しくは支払指図書（交付）の事務</p>

別表第6（第8項関係）

部局	命ずることができる場合	事務の範囲	命ぜられる者	命ずる者
陸上自衛隊	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に規定する自衛隊の行動並びに訓練、演習及び部隊輸送のため行動する部隊等（以下この項において「行動部隊等」という。）に係る経費に関する事務を当該行動部隊等において臨時に処理する必要がある場合	当該行動部隊等に係る経費に関する事務	出納官吏、分任出納官吏又は出納官吏代理	当該行動部隊等を指揮監督する大臣直轄の部隊等の長（資金前渡官吏が置かれている部隊等の長に限る。）又はこれ以外の者であって当該行動部隊等に臨時に置かれる分任資金前渡官吏に対し資金交付を行うべき資金前渡官吏の置かれた部隊等の長（以下この項において「臨時任命者」という。）
			出納員	当該行動部隊等に臨時に置かれる出納員に対し資金交付を行うべき資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏の置かれた部隊等の長
	臨時に出納官吏又は分任出納官吏が置かれた行動部隊等の一部を当該行動部隊等から離れた地に派遣する場合において、当該一部の部隊等に係る経費に関する事務を当該一部の部隊等において臨時に処理する必要があり、かつ、臨時任命者が当該処理を行う者を命ずるとまがない場合	当該一部の部隊等に係る経費に関する事務	出納官吏又は分任出納官吏	当該行動部隊等の長
航空自衛隊	自衛隊法第6章に規定する行動並びに訓練、演習、部隊輸送及び航空事故への対処のため行動する部隊等に係る経費に関する事務を当該部隊等において臨時に処理する必要がある場合	当該部隊等に係る経費に関する事務	出納官吏、分任出納官吏又は出納員	航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空方面隊司令官及び航空自衛隊補給本部長（以下この項において「航空総隊司令官等」という。）
	自衛隊法第6章に規定する行動並びに訓練、演習、部隊輸送及び航空事故への対処のため臨時に編成された部隊が基地から離れて行動する場合において、当該部隊に係る経費に関する事務を当該	当該部隊に係る経費に関する事務	分任出納官吏又は出納員	基地司令

部隊において臨時に処理する必要があり、かつ、航空幕僚長又は航空総隊司令官等が当該処理を行う者を命ずるいとまがない場合			
--	--	--	--

別表第7（第13項関係）

会計機関の種類	代行機関の事務の範囲
歳入徴収官	<p>歳入徴収に関する事務（当該歳入徴収官等の所掌事務に限る。）のうち次の各号に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (項) 病院収入において、社会保険診療報酬支払基金からの徴収事務以外の事務 (2) (項) 国有財産売払収入、(項) 国有財産貸付収入（公務員宿舍使用料に係るものを除く。）、(項) 受託調査試験及役務収入及び(項) 物品売払収入（(目) 残飯売払収入を除く。）に属するもの及び(目) 版權及特許権等収入において、令第99条第5号から第7号までの規定に該当する事務でそれぞれ各号に定められた金額以内の徴収に関する事務 (3) (目) 残飯売払収入の徴収に関する事務 (4) 法令等の規定に基づき額が定まっているもの（公務員宿舍使用料並びに(項) 国有財産使用収入（第2号に定めるものを除く。）、(項) 授業料及入学検定料、(目) 労働保険料被保険者負担金及び(目) 給食費受入）、学費貸与金の返還又は延納による利子及び小切手支払未済金の徴収に関する事務 (5) (項) 弁償及返納金及び(項) 雑入（前号に定めるものを除く。）に属するものにおいて、令第99条第5号に定められた金額以内の徴収に関する事務
支出負担行為担当官	<p>支出負担行為に関する事務（当該支出負担行為担当官等の所掌事務に限る。）のうち、次の各号に掲げる事務以外の事務</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 歳出予算目の区分表による目の番号（以下単に「目の番号」という。）目の番号06に属する経費のうち、団体等を対象とする調査研究の委託謝金及び弁護人謝金の支出負担行為に関する事務 (2) 目の番号07に属する経費の支出負担行為に関する事務。ただし、法令等に基づいて支出する弔慰金、表彰副賞金等に係る事務を除く。 (3) 目の番号09に属する経費のうち、令第99条第2号から第4号まで及び第7号に掲げる契約（同条第7号にあつては歳出の原因となるものに限る。）でそれぞれ各号に定められた金額を超えるものに係る支出負担行為に関する事務。ただし、賃金、諸税及び各種保険料並びに電気、ガス及び水道の使用料等並びに郵便及び電信電話（国際間の電信電話を含む。）の料金並びに定期刊行物の購入、特別宿舍借上費による宿舍借上及び締結された単価契約に基づいて行う契約に係る事務を除く。 (4) 目の番号14に属する経費の支出負担行為に関する事務。（診療委託費にかかる事務を除く。） (5) 目の番号15に属する経費のうち、令第99条第2号及び第3号の規定に該当する契約でそれぞれ各号に定められた金額を超えるものの支出負担行為に関する事務。ただし、政府機関又は政府関係機関若しくは公団等との間で行う契約に係る事務を除く。 (6) 目の番号16に属する経費の支出負担行為に関する事務。ただし、国家公務員共済組合負担金、国有資産所在市町村交付金、国際機関等の分担金の類及び定例的交付金等に係る事務を除く。 (7) 目の番号17に属する経費の支出負担行為に関する事務。ただし、事前に部

	<p>局長等の決定を経たもので比較的少額なものに係る事務を除く。</p> <p>(8) 目の番号18、19及び20に属する経費の支出負担行為に関する事務。ただし、小切手支払未済金及び裁判等の確定判決又は調停に基づく賠償金等に係る事務並びに過誤納等又は和解に基づく令第99条第7号に定められた金額未満の払戻金等に係る事務を除く。)</p> <p>(9) 目の番号22及び23に属する経費の支出負担行為に関する事務。ただし、定例的に繰入れする経費に係る事務を除く。</p> <p>(10) 目の番号24に属する経費の支出負担行為に関する事務</p>
支出負担行為認証官	<p>支出負担行為の認証に関する事務（当該支出負担行為認証官等の所掌事務に限る。）のうち、次の各号に掲げる事務</p> <p>(1) 支出負担行為担当官等の代行機関が支出負担行為するものの認証に関する事務</p> <p>(2) 本文第14項第4号及び第5号の規定に該当した場合において、代行機関が支出負担行為することとなっている事務に係る認証に関する事務</p>
官署支出官	<p>令第40条第1項第1号に規定する歳出金の支出の決定に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務及び当該歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務。ただし、当該官署支出官等の所掌事務に限る。</p> <p>(1) 支出負担行為担当官等の代行機関が支出負担行為をしようとするもの確認事務（支出負担行為認証官及びその代行機関が行った事務を除く。）及びこれらに係る支出事務のうち令第40条第1項第1号に規定する支出の決定の事務</p> <p>(2) 分割して交付することとなる委託費及び補助金の類の概算又は前金払い（精算に係るものを除く。）に係る前号に定める事務</p> <p>(3) 本文第14項第4号及び第5号の規定に該当した場合において、代行機関が支出負担行為又は認証することになっている事務に係る第1号に定める事務</p>
契約担当官	<p>契約に関する事務（当該契約担当官等の所掌事務に限る。）のうち、次の各号に掲げる事務</p> <p>(1) 財産の売払又は貸付等の契約のうち、令第99条第5号及び第6号の規定に該当する事務（次号に定めるものを除く。）でそれぞれ各号に定められた金額以内の契約に関する事務</p> <p>(2) 残飯の売払に係る契約に関する事務</p> <p>(3) 歳入の原因となる契約のうち、前号までに定める事務以外の契約事務で令第99条7号に定められた金額未満の契約に関する事務（歳出に係る契約に関する事務については、支出負担行為担当官等の代行機関について定める事務の範囲のうち契約に属する事務の規定を準用する。）</p>

別表第8（第16項関係）

官署	特別調達資金会計 官	特別調達資金会計 官代理	事務の範囲
防衛省大臣官房	防衛省大臣官房長	/	<p>資金出納命令官に対する調達（設置令第1条に規定する調達をいう。）に要する経費の支払資金の交付の事務、設置令第3条第2項の規定によりアメリカ合衆国政府又は国際連合の軍隊の派遣国の政府から受け入れる受入金及び第1条の2に規定する受入金の受入れの事務、設置令第3条の2第1項の規定による一時借入金及び繰替使用金に関する受払いの事務、設置令第4条に規定する還付金の支払の事務並びに設置令第6条第2項の規定による一般会計への繰入金の繰入れの事務</p>

別表第8の2（第16項関係）

官署	特別調達資金契約等担当官	特別調達資金契約等担当官代理	事務の範囲
防衛省地方協力局	防衛省地方協力局次長	在日米軍の移転訓練その他の訓練の実施に係る協力及び調整を総括整理職として調整する防衛省大臣官房参事官	防衛省地方協力局の所掌に属する資金契約等行為に関する事務
北海道防衛局	北海道防衛局長	北海道防衛局次長	北海道防衛局の所掌に属する資金契約等行為に関する事務
東北防衛局	東北防衛局長	東北防衛局総務部長	東北防衛局の所掌に属する資金契約等行為に関する事務
北関東防衛局	北関東防衛局長	北関東防衛局次長	北関東防衛局の所掌に属する資金契約等行為に関する事務
南関東防衛局	南関東防衛局長	南関東防衛局次長	南関東防衛局の所掌に属する資金契約等行為に関する事務
近畿中部防衛局	近畿中部防衛局長	近畿中部防衛局次長	近畿中部防衛局の所掌に属する資金契約等行為に関する事務

中国四国防衛局	中国四国防衛局長	中国四国防衛局総務部長	中国四国防衛局の所掌に属する資金契約等行為に関する事務
九州防衛局	九州防衛局長	九州防衛局次長	九州防衛局の所掌に属する資金契約等行為に関する事務
沖縄防衛局	沖縄防衛局長	沖縄防衛局次長	沖縄防衛局の所掌に属する資金契約等行為に関する事務

別表第8の3（第16項関係）

官署	特別調達資金出納 命令官	特別調達資金出納 命令官代理	事務の範囲
防衛省大臣官房	防衛省大臣官房会 計課長		防衛省本省の内部部局の所掌に属する調達（設置令第1条に規定する調達をいう。以下同じ。）に要する経費の支払いのため、資金に属する現金の出納執行の命令に関する事務
北海道防衛局	北海道防衛局総務 部長	北海道防衛局総務 部会計課長	北海道防衛局の所掌に属する調達に要する経費の支払いのため、資金に属する現金の出納執行の命令に関する事務
東北防衛局	東北防衛局総務部 長	東北防衛局総務部 会計課長	東北防衛局の所掌に属する調達に要する経費の支払いのため、資金に属する現金の出納執行の命令に関する事務
北関東防衛局	北関東防衛局総務 部長	北関東防衛局総務 部会計課長	北関東防衛局の所掌に属する調達に要する経費の支払いのため、資金に属する現金の出納執行の命令に関する事務
南関東防衛局	南関東防衛局総務 部長	南関東防衛局総務 部会計課長	南関東防衛局の所掌に属する調達に要する経費の支払いのため、資金に属する現金の出納執行の命令に関する事務
近畿中部防衛局	近畿中部防衛局総 務部長	近畿中部防衛局総 務部会計課長	近畿中部防衛局の所掌に属する調達に要する経費の支払いのため、資金に属する現金の出納執行の命令に関する事務
中国四国防衛局	中国四国防衛局総 務部長	中国四国防衛局総 務部会計課長	中国四国防衛局の所掌に属する調達に要する経費の支払いのため、資金に属する現金の出納執行の命令に関する事務
九州防衛局	九州防衛局総務部	九州防衛局総務部	九州防衛局の所掌に属する調達に要する経費の支払いのため、資金に属する現金

	長	会計課長	の出納執行の命令に関する事務
沖縄防衛局	沖縄防衛局総務部長	沖縄防衛局総務部 会計課長	沖縄防衛局の所掌に属する調達に要する経費の支払いのため、資金に属する現金の出納執行の命令に関する事務

別表第8の4（第16項関係）

官署	特別調達資金出納 官吏	特別調達資金出納 官吏代理	事務の範囲
三沢防衛事務所	三沢防衛事務所長	三沢防衛事務所次長	三沢防衛事務所の所掌に属する調達（設置令第1条に規定する調達をいう。以下同じ。）に要する資金の支払いのため、資金に属する現金の出納に関する事務
横田防衛事務所	横田防衛事務所長	横田防衛事務所次長	横田防衛事務所の所掌に属する調達に要する資金の支払いのため、資金に属する現金の出納に関する事務
横須賀防衛事務所	横須賀防衛事務所長	横須賀防衛事務所次長	横須賀防衛事務所の所掌に属する調達に要する資金の支払いのため、資金に属する現金の出納に関する事務
座間防衛事務所	座間防衛事務所長	座間防衛事務所次長	座間防衛事務所の所掌に属する調達に要する資金の支払いのため、資金に属する現金の出納に関する事務
富士防衛事務所	富士防衛事務所長	富士防衛事務所業務課長	富士防衛事務所の所掌に属する調達に要する資金の支払いのため、資金に属する現金の出納に関する事務
京都防衛事務所	京都防衛事務所長	京都防衛事務所次長	京都防衛事務所の所掌に属する調達に要する資金の支払いのため、資金に属する現金の出納に関する事務
中国四国防衛局	中国四国防衛局総務部会計課課長補佐（総務・会計・管理）	中国四国防衛局総務部会計課課長補佐（出納・審査）	中国四国防衛局の所掌に属する調達に要する資金の支払いのため、資金に属する現金の出納に関する事務

岩国防衛事務所	岩国防衛事務所長	岩国防衛事務所次長	岩国防衛事務所の所掌に属する調達に要する資金の支払いのため、資金に属する現金の出納に関する事務
佐世保防衛事務所	佐世保防衛事務所長	佐世保防衛事務所業務課長	佐世保防衛事務所の所掌に属する調達に要する資金の支払いのため、資金に属する現金の出納に関する事務
沖縄防衛局	沖縄防衛局総務部 会計課課長補佐 (総務・会計・資金・ 管理)	沖縄防衛局総務部 会計課課長補佐 (決算・出納・審査)	沖縄防衛局の所掌に属する調達に要する資金の支払いのため、資金に属する現金の出納に関する事務

別表第9（第16項関係）

会計機関の種類	代行機関の事務の範囲
特別調達資金会計官	<p>設置令第3条第2項の規定によりアメリカ合衆国政府又は国際連合の軍隊の派遣国の政府から受入れる受入金の受入の事務のうち、受入済の整理に関するもの及び施行令第1条の2各号に掲げる受入金の受入の事務</p>
特別調達資金契約等担当官	<p>駐留軍等労働者の労働管理における特別調達資金の資金契約等行為に関する事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>(1) (項) 労務費（(目) 広告費を除く。）、(項) 船員労務費、(項) 諸機関勘定処理費、(目) 支払労働保険料及び(項) 賠償償還及払戻金に係るもの</p> <p>(2) (項) 労務費(目) 広告費に係るもののうち、令第99条第2号及び第7号に掲げるもので、それぞれ当該各号に定められた額を超えないもの</p>
特別調達資金出納命令官	<p>駐留軍等労働者の労働管理における特別調達資金に係る現金の出納執行の命令に関する事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>(1) (項) 労務費（(目) 広告費を除く。）、(項) 船員労務費、(項) 諸機関勘定処理費、(目) 支払労働保険料及び(項) 賠償償還及払戻金に係るもの</p> <p>(2) (項) 労務費(目) 広告費に係るもののうち、令第99条第2号及び第7号に掲げるもので、それぞれ当該各号に定められた額を超えないもの</p>

会計機関等設置(廃止)要求書

(会計機関等の種類：)

主管又は所管名		省庁名	
会 計 名			設置(廃止) 希望年月日
会 計 機 関 等 名			
当該会計機関等の事務の範囲		当該会計機関等に関連する会計機関等名	
当該会計機関等を設置(廃止)する理由		当該会計機関等の設置等の協議が遅延した場合はその理由	
その他参考となるべき事項			

※会計機関等を廃止する場合は、当該会計機関等を設置した文書の発簡番号及び発簡年月日を、その他参考となるべき事項の欄に記載して下さい。

記載に当たっての注意事項

1. 本報告の対象とする会計機関
 - ① 国有財産関係、物品管理官等を除く全ての会計機関等（臨時のものを含む。）
 - ② 他省庁または地方自治体の職員に委任することにより設置した会計機関等
 - ③ 他省庁からの委任により防衛省に設置されている会計機関等
 - ④ 外国に設置された会計機関
2. 本報告の対象としない会計機関
補助者
3. 会計機関の職名及び事務の範囲は、正式なものを記載（任命権者からの任命書等を参照し、略さないこと。）

様式〇

（ 記 載 例 ）

支出負担行為担当官（代理を含む）設置状況及び事務の範囲

【内部部局】

官 署 名	本官の氏名又は官職	代理の氏名又は官職	事務の範囲	任命年月日
防衛省大臣官房	防衛省大臣官房会計課 会計管理官	防衛省大臣官房会計課 長	防衛省本省の内部部局の所掌 に属する防衛省所管一般会計 歳出予算に基づく支出負担行 為に関する事務	平成〇年〇月〇日

※任命権者からの任命書等を参照し、全ての正式名称及び正式な事務の範囲で記載して下さい。